

●香川県告示第552号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成19年12月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(領収書の交付を省略できる収入) 第8条 略</p> <p>(1)～(6) 略 (7) 遺失物法 <u>(平成18年法律第73号)</u> の規定により県に帰属した物件の 売払代金 (8)～(19) 略</p>	<p>(領収書の交付を省略できる収入) 第8条 規則第33条第2項に規定する会計管理者が指定する収入は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略 (7) 遺失物法 <u>(明治32年法律第87号)</u> の規定により県に帰属した物件の 売払代金 (8)～(19) 略</p>

附 則

この要綱は、平成19年12月10日から施行する。